

観光客向け贈呈封筒の広告募集

秋田市では、観光客向け贈呈封筒の裏面に掲載する広告を募集します。

1 広告媒体

観光客向け贈呈封筒裏面。概算枚数 2, 0 0 0 枚

2 募集件数

4 枠分（先着順）

※広告取扱業者による複数枠の応募も可とします。

3 広告掲載料金

1 枠あたり 2 5, 0 0 0 円

4 掲載する広告について

(1) 「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市広告掲載基準」に基づく。

(2) 企画等

封筒裏面：1 枠 縦 7 0 ミリ×横 9 0 ミリ 4 色刷り（カラー）

(3) 送付対象

ア 県外居住者への観光パンフレット等の発送用

イ 県外からの視察者への資料贈呈用

ウ 封筒の使用開始は令和 8 年 3 月 2 日（月）から

(4) 広告の内容等

ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第 4 条第 1 項および秋田市広告掲載基準第 6 条に規定するとおり。

イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

ウ 観光客の本市滞在時の利便性向上がはかれる情報を提供する広告であること。

5 広告掲載申込みについて

(1) 広告掲載者の要件

ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。

イ 市税に滞納がないこと。

ウ 秋田市広告掲載基準第 5 条の規定による制限を受ける者でないこと。

(2) 提出書類

広告掲載希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出すること。

- ア 広告掲載申込書(様式1)
- イ 営業経歴書(様式2)
- ウ 掲載を希望する広告原稿
- エ 市税の納税証明書(直近の営業年度のもの)

※納税証明書に代わって、各納付書の写し等でも可とします。

(3) 申込み

- ア 受付期間 令和7年10月16日(木)から掲載枠がなくなるまで
最終締切日 令和7年11月17日(月)
土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- イ 受付場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市観光文化スポーツ部観光振興課
- ウ 申込用紙 観光振興課窓口または観光振興課ホームページから入手してください。
- エ 受付方法 郵送、メール又は持参とします。
なお、郵送およびメールによる場合は、締切日必着とします。

(4) 広告に関する審査および掲載決定について

申込内容および広告原稿を審査のうえ、掲載の可否について通知します。

6 その他

- (1) 契約金額(広告掲載料金)は、令和8年2月27日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込んでください(納入通知書を発行します)。
- (2) 申込書等の作成および申込みに係る費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された申込書等は返却しません。
- (4) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市観光文化スポーツ部 観光振興課 総務担当
TEL 018-888-5602
メール ro-incm@city.akita.lg.jp